



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 23 日 (金)
号外第 20 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 条 例 | 鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (20) (環境立県推進課) 6 |
| | 天神川流域下水道条例の一部を改正する条例 (21) (水・大気環境課) 10 |
| | 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部を改正 する条例 (22) (〃) 13 |
| | 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (23) (循環型社会推進課) 16 |
| | 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例 (24) (住宅政策課) 17 |
| | 鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例 (25) (〃) . . . 21 |
| | 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する 条例 (26) (技術企画課) 23 |
| | 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例の一 部を改正する条例 (27) (〃) 24 |
| | 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (28) (空港港湾課) . . . 25 |

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県環境影響評価条例の一部改正について

1 条例の改正理由

環境影響評価法の一部が改正され、環境影響評価方法書における説明会の開催及び環境影響評価図書の電子縦覧等が義務付けされたことを踏まえ、条例による環境影響評価についても同様の義務を課す等、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 事業者は、知事及び市町村長に対し環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を送付する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならないものとする。
- (2) 事業者は、方法書及びその要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。
- (3) 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないものとする。
- (4) (2)は、環境影響評価準備書及び環境影響評価書に準用する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇天神川流域下水道条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法の一部が改正され、下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を条例で定めることとされたことに伴い、天神川流域下水道に係るこれらの基準について定める。

2 条例の概要

- (1) 天神川流域下水道の構造は、次の基準に適合しなければならないものとする。
 - ア 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準
 - (ア) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
 - (イ) コンクリート等の耐水性の材料で造り、漏水及び地下水の浸入を最少限度にする措置が講じられていること。
 - (ウ) 屋外にあるものには、覆いや柵の設置等下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
 - (エ) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分は、ステンレス鋼等の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
 - (オ) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良等の措置が講じられていること。
 - イ 排水施設の構造の基準
 - (ア) 排水管内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
 - (イ) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分に水勢を緩和する措置が講じられていること。
 - (ウ) 暗渠等の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所に、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
 - (エ) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所等にマンホールを設ける

こと。

(オ) まず又はマンホールには、密閉できる蓋を設けること。

ウ 処理施設の構造の基準

(ア) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

(イ) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置が講じられていること。

(2) 終末処理場の維持管理は、次により行うものとする。

ア 活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

イ 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかに除去すること。

ウ 急速濾過設備は、濾床が詰まらないように定期的に洗浄等を行い、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

エ アからウまでのほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

オ 臭気が発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

カ オのほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置を講ずること。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部改正について

1 条例の改正理由

民法の一部が改正され、未成年者の後見人に法人を選任できることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 未成年者の浄化槽保守点検業及び屋外広告業の登録の欠格要件に、その法定代理人である法人の役員が欠格要件に該当することを加える。

(2) 浄化槽保守点検業及び屋外広告業の登録の欠格要件に、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者を加える。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする(2)及び(3)を除き、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

岩美町が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定し、環境美化の促進に取り組むことに鑑み、岩美町の区域を条例の適用除外とするよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の規定を適用しない区域に岩美郡岩美町を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公営住宅法の一部改正に伴い同居親族要件を廃止するとともに敷金から控除することができる未納の使用料の種類を追加する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
 - ア 入居者の資格から同居親族があることという要件を廃止する。
 - イ 入居者と同居できる者を、親族又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者に限ることを明示する。
 - ウ 敷金の中から控除するものとして、未納の水道及び下水道の使用料を加える。
 - エ 家賃を滞納している者のうち知事の指示に基づき計画的に未納の家賃を弁済しているものについては、駐車場の使用を認める。
 - オ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
公営住宅法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする(1)ア、オ及び(2)を除き、公布日とする。

◇鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
長期優良住宅の建設の促進を図るため、環境配慮住宅に対する助成要件及び助成額を見直す等所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
 - (1) 環境配慮住宅の要件に長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられていることを加えるとともに、その建設等に対する加算額を1戸につき17万円（現行 7万円）とする。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
附属機関の委員その他の構成員の報酬の額が改正されたことに伴い、収用委員会の審理等のために出頭させた参考人の手当の額を改める。
- 2 条例の概要
 - (1) 参考人の手当の額は、1日につき10,100円（現行 10,200円）とする。
 - (2) 施行期日は、公布日とする。

◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、土地を譲渡しようとする場合の届出義務の適用除外となる土地の面積の規模について、市の区域については市が条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
 - (1) 土地の譲渡について届出義務の適用除外となる土地の面積の規模を100平方メートル未満とする区域を町村の区域内の都市計画区域に限る。
 - (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
事業棚卸しにより抜本の見直しとされたことを受けて、鳥取県立鳥取港海友館を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県立鳥取港海友館は、廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

条 例

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、<u>方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）</u>を送付しなければならない。</p> | <p>(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならない。</p> |
| <p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> | <p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p> |
| <p>(説明会の開催等)</p> <p>第7条の2 <u>事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</u></p> <p>2 <u>事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び第6条に規定する地域を管</u></p> | |

轄する市町村長にその旨を通知するとともに、方法書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第6条に規定する地域を管轄する市町村長の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 略

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
ア 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに前条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み、第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）

イ～エ 略

(7)及び(8) 略

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 略

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
ア 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）

イ～エ 略

(7)及び(8) 略

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った

後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、準備書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、準備書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、準備書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした準備書説明会を開催することができない場合には、当該準備書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、準備書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての知事の意見)

第19条 略

2 略

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、説明会の開催予定の日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての知事の意見)

第19条 略

2 略

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

| | |
|--|---|
| <p>(評価書の公告及び縦覧)</p> <p>第25条 事業者は、前条第2項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間</u>、評価書、要約書及び第22条第1項の書面（前条第1項の書面を含む。）を<u>関係地域内において、縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> | <p>(評価書の公告及び縦覧)</p> <p>第25条 事業者は、前条第2項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>関係地域内において、評価書、要約書及び第22条第1項の書面（前条第1項の書面を含む。）を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p> |
|--|---|

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県環境影響評価条例第7条、第7条の2、第15条及び第25条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる公告に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書について適用する。

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

天神川流域下水道条例（昭和58年鳥取県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 1 項<u>並び</u>に下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第 1 項において準用する同法第 7 条第 2 項、第21条第 2 項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置、<u>構造</u>及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(流域下水道の構造の基準)</p> <p>第 3 条 <u>流域下水道の構造は、下水道法第 7 条第 1 項に規定するもののほか、次項から第 4 項までに定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>2 <u>排水施設（これを補完する施設を含む。次項において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第 4 項において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>堅固で耐久力を有する構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。</u></p> <p>(3) <u>屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障を生ずるおそれがないと認められるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</u></p> <p>(4) <u>下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 1 項<u>及び</u>下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第 1 項において準用する同法第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第 2 条 略</p> |

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の知事が定める措置が講ぜられていること。

3 排水施設の構造の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

4 第2項に定めるもののほか、処理施設の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。次条において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講ぜられていること。

（終末処理場の維持管理）

第4条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過設備は、濾床が詰まらないように定期的に洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気が発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

| | |
|--|---|
| <p>(6) <u>前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。</u></p> <p>(指定管理者による管理) 第5条 略</p> <p>(指定管理者の選定の特例) 第6条 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間) 第7条 指定管理者が第5条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(委任) 第8条 略</p> | <p>(指定管理者による管理) 第3条 略</p> <p>(指定管理者の選定の特例) 第4条 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(委任) 第6条 略</p> |
|--|---|

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第22号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(登録の申請)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が第 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに該当しないことを誓約する書類</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第 6 条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者</u></p> <p>(6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人でその役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(登録の申請)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が第 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに該当しないことを誓約する書類</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第 6 条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(登録の取消し等)</p> <p>第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p> | <p>(登録の取消し等)</p> <p>第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p> |
|---|---|

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第2条 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(登録の申請)</p> <p>第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所 <u>(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等の利益につな</u></p> | <p>(登録の申請)</p> <p>第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |

| | |
|---|--|
| <p><u>がる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係</u> <u>を有する者</u></p> <p>(6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号<u>又は次号</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第10条の6 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が<u>第10条の3第1項第3号から第5号までに掲げる事項</u>の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が<u>前条第1項各号</u>のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第10条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第10条の5第1項第2号又は第4号から<u>第8号</u>までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち第1号から<u>第4号</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第10条の6 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が<u>前条第1項第5号から第7号までに規定する法定代理人、役員又は業務主任者</u>の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が<u>当該各号</u>のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第10条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第10条の5第1項第2号又は第4号から<u>第7号</u>までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> |
|---|--|

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条の改正規定、第6条第1項の改正規定（同項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）及び第15条の改正規定並びに第2条中鳥取県屋外広告物条例第10条の5第1項の改正規定（同項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）、第10条の6の改正規定及び第10条の15の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 別表（第13条関係） 鳥取市 米子市 倉吉市 <u>岩美郡岩美町</u> 八頭郡八頭町 東伯郡湯梨浜町 東伯郡琴浦町 日野郡日野町 | 別表（第13条関係） 鳥取市 米子市 倉吉市 八頭郡八頭町 東伯郡湯梨浜町 東伯郡琴浦町 日野郡日野町 |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前に岩美郡岩美町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第24号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第 5 条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する者にあつては、第 1 号、第 3 号及び第 4 号）の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。</u></p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に 応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が<u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の令（以下「旧令」という。）第 6 条第 4 項で定める場合旧令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額</u></p> <p>イ 県営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第 1 項の規定による国の補助に係るもの</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第 5 条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（<u>老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第 6 条第 1 項で定める者（次条第 2 項において「老人等」という。）にあつては第 2 号から第 4 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあつては第 3 号及び第 4 号</u>）の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）<u>があること。</u></p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に 応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が<u>身体障害者である場合その他の令第 6 条第 4 項で定める場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額</u></p> <p>イ 県営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第 1 項の規定による国の補助に係るもの</p> |

又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する
 場合において知事が災害により滅失した住宅に
 居住していた低額所得者に転貸するため借り上
 げるものである場合 旧令第6条第5項第2号
 に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧令第6
条第5項第3号に規定する金額

(3) 略

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しよう
 とする者が暴力団員による不当な行為の防止等
 に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号
 に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい
 う。）でないこと。

2 知事は、入居の申込みをした者が病気その他特別
の事情により常時の介護を必要とするかどうかを確
認しようとする場合において必要があると認めるとき
 は、職員をして、当該入居の申込みをした者に面
 接させ、その心身の状況、受けることができる介護
 の内容その他必要な事項について調査させることが
 できる。

3 知事は、入居の申込みをした者が病気その他特別
の事情により常時の介護を必要とするかどうかを確
認しようとする場合において必要があると認めるとき
 は、市町村長に意見を求めることができる。

(入居者資格の特例)

第5条の2 略

2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者
 は、同項に掲げる条件を備えているほか、当該災害
 発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅
 を失った者でなければならない。

(同居の承認)

第9条の2 入居者は、入居時に同居を認められた者
 以外の者（入居後出生した子を除く。）を同居させ
 ようとするときは、知事の承認を得なければならない。
 い。

2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するとき
は、前項の承認をすることができる。

(1) 公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19
号）第10条第1項各号のいずれにも該当しないこ
と。

(2) 同居させようとする者が暴力団員でないこ

又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する
 場合において知事が災害により滅失した住宅に
 居住していた低額所得者に転貸するため借り上
 げるものである場合 令第6条第5項第2号に
 規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条
第5項第3号に規定する金額

(3) 略

(4) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居
 しようとする親族が暴力団員による不当な行為の
 防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
 条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」
 という。）でないこと。

2 知事は、入居の申込みをした者が令第6条第1項
ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断し
ようとする場合において必要があると認めるとき
 は、職員をして、当該入居の申込みをした者に面
 接させ、その心身の状況、受けることができる介護
 の内容その他必要な事項について調査させることが
 できる。

3 知事は、入居の申込みをした者が令第6条第1項
ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断し
ようとする場合において必要があると認めるとき
 は、市町村長に意見を求めることができる。

(入居者資格の特例)

第5条の2 略

2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者
 は、同項各号（老人等にあつては、同項第2号から
第4号まで）に掲げる条件を備えているほか、当該
 災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により
 住宅を失った者でなければならない。

(同居の承認)

第9条の2 入居者は、入居時に同居を認められた親
 族以外の者（入居後出生した子を除く。）を同居さ
 せようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26
年建設省令第19号）第10条で定めるところにより、
 知事の承認を得なければならない。

| | |
|---|--|
| <p>と。</p> <p><u>(3) 同居させようとする者が入居者の親族又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。</u></p> <p>(敷金の納付等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）<u>、第15条の2第2項の使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(県営住宅駐車場使用者の資格)</p> <p>第24条の14 県営住宅駐車場を使用することができる者は、県営住宅の入居者（第24条の9の規定により県営住宅を使用する者を含む。）のうち次に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家賃を滞納していないこと<u>（未納の家賃について、知事の指示に基づき計画的に弁済している場合を含む。）。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> | <p>(敷金の納付等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項による敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。</p> <p>3 略</p> <p>(県営住宅駐車場使用者の資格)</p> <p>第24条の14 県営住宅駐車場を使用することができる者は、県営住宅の入居者（第24条の9の規定により県営住宅を使用する者を含む。）のうち次に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家賃を滞納していないこと。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 当分の間、県営住宅に係る第5条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても同条第1号の条件を備えている者とみなす。</u></p> |
|---|--|

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法</p> |

| | |
|--|---|
| <p>律第14号) 第21条に規定する<u>者</u> (以下「被災者等」という。) にあっては、第3号及び第4号) に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が<u>令第6条第2項</u>に規定する金額を超え、令第9条第1項に規定する金額以下であること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第5条の2 家賃は、毎年度、第8条において準用する<u>県営住宅条例第9条の5第2項</u>の規定により認定された収入の額 (第8条において準用する<u>県営住宅条例第9条の5第3項</u>の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額) に基づき、近傍同種の住宅の家賃 (第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。) 以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者の収入が<u>令第6条第2項</u>に規定する金額以下のときは、入居者の収入が当該金額を超える場合の令第2条第2項の表の下欄に定める最小の額を同条第1項の家賃算定基礎額として算出するものとする。</p> <p>2～4 略</p> | <p>律第14号) 第21条に規定する<u>被災者等</u> (以下「被災者等」という。) にあっては、第3号及び第4号) に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が<u>令第6条第3項第3号</u>に規定する金額を超え、令第9条第1項に規定する金額以下であること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第5条の2 家賃は、毎年度、第8条において準用する<u>県営住宅条例第9条の5第2項</u>の規定により認定された収入の額 (第8条において準用する<u>県営住宅条例第9条の5第3項</u>の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額) に基づき、近傍同種の住宅の家賃 (第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。) 以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者の収入が<u>令第6条第3項第3号</u>に規定する金額以下のときは、入居者の収入が当該金額を超える場合の令第2条第2項の表の下欄に定める最小の額を同条第1項の家賃算定基礎額として算出するものとする。</p> <p>2～4 略</p> |
|--|---|

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第5条の改正規定、第5条の2の改正規定及び附則第4項を削る改正規定並びに第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例（平成17年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 環境配慮住宅 <u>長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をし、又は県産材活用改修等をした<u>個人</u>に対し、予算の範囲内で環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅に係る県産材活用住宅の建設等に対する補助金の額は、<u>同項に規定する合計額に、それぞれ当該各号に定める額を加算した額以下とする。</u></p> <p>(1) <u>伝統技術活用住宅及び環境配慮住宅のいずれにも該当する住宅</u> 32万円</p> <p>(2) <u>伝統技術活用住宅（前号に掲げる住宅を除く。）</u> 15万円</p> <p>(3) <u>環境配慮住宅（第1号に掲げる住宅を除く。）</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 環境配慮住宅 <u>建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をし、又は県産材活用改修等をした<u>者</u>に対し、予算の範囲内で環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>県産材活用住宅の建設等のうち、次の各号に掲げる住宅のいずれかに該当する住宅に係るもの</u>に対する補助金の額は、当該各号に定める額を<u>前項に規定する合計額に加算した額以下とし、次の各号に掲げる住宅のいずれにも該当する住宅に係るもの</u>に対する補助金の額は、<u>次の各号に定める額の合計額を前項に規定する合計額に加算した額以下とする。</u></p> <p>(1) 伝統技術活用住宅 15万円</p> <p>(2) 環境配慮住宅 <u>7万円</u></p> |

| | |
|-----------------|--|
| く。) <u>17万円</u> | |
|-----------------|--|

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の交付決定に係る補助金について適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する条例

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,100円</u> とする。 | (手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,200円</u> とする。 |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第27号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例（平成15年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第3条第3項ただし書の条例で定める規模は、 <u>町村の区域内の</u> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域に限り、100平方メートルとする。 | 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第3条第3項ただし書の条例で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域に限り、100平方メートルとする。 |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p><u>鳥取県港湾事務所設置条例</u></p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 略</p> | <p><u>鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例</u></p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 略</p> <p>(鳥取港海友館の附置)</p> <p><u>第3条 港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資するため、鳥取県鳥取港湾事務所に鳥取県立鳥取港海友館（以下「海友館」という。）を附置する。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第4条 この条例に定めるもののほか、港湾事務所及び海友館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。